

第7章 免許教科外教科担任の許可申請方法

1 免許教科外教科担任の許可申請

許可の要件	許可の期間	申請時期
1 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当する教員を採用できないため、当該教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭が当該教科の教授を担当する場合に許可する。 2 許可を受ける主幹教諭、指導教諭又は教諭は、自己が所有する免許状の教科を教授していること。	当該年度間	・必要の都度 ・年度当初は4月20日までとする。 ただし、市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における申請について、当該市町村の区域を管轄する教育局が別に期限を定めた場合には、その定めによるものとする。

2 許可申請者及び申請書類の提出先

学区	申請者	経路	申請書提出先	摘要
道立学校	教諭 学校長	→ 道教委	道教委	
市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	教諭 学校長	→ 市町村教育委員会 → 教育局	教育局	教育局長専決
市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	教諭 学校長	→ 市町村教育委員会 → 教育局 → 道教委	道教委	
札幌市立学校	教諭 学校長	→ 札幌市教育委員会 → 道教委	道教委	
私立学校	教諭 学校長	→ 学校法人の理事長 → 道教委	道教委	
国立大学附属学校	教諭 学校長	→ 大学の学長 → 道教委	道教委	

3 申請書類

- (1) 免許教科外教科担任の許可申請書(細則別記第18号様式)
- (2) 教科担任時間割表(学校全体の週当たりのもの。様式任意)
- (3) 免許所有・担当教科一覧表
 - ・中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校中学部・・・別記様式1-1
 - ・高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部・・・別記様式1-2
- (4) 市町村立学校については、管轄する市町村教育委員会の理由書・・・別記様式2

4 許可申請書作成上の注意事項

- (1) 「上記の教授を担当しようとする理由」欄の記入
 免許教科外教科担任によって教授しなければならない理由を具体的に記入すること。
 (例) 当該教科の免許を所有するものがないため、やむを得ず〇〇を担任する〇〇教諭に免許外教科を担当させる。
 (例) 当該教科の週当たりの総時間数が30時間あるが、免許を所有するものが一人しかおらず、当該教科の教員が不足しているため、やむを得ず〇〇を担任する〇〇教諭に免許外教科を担当させる。
 (認められない例) 他の教員と比較して、著しく担当時間数が少ないため時間調整のため、〇〇を担任する〇〇教諭に免許外教科を担当させる。
- (2) 「教授を担当しようとする教科の名称」欄の記入
 中学校及び高等学校は、免許法上の当該免許教科名を記入すること。
 義務教育学校の後期課程、中等教育学校及び特別支援学校にあっては、各課程及び各部に相当する学校に準じて記入すること。
- (3) 「担任教諭の履歴及び所有する免許状」欄の記入
 免許状の教科名を記入するとともに、当該教科の週当たりの担任授業時間数を()書きで記入すること。
- (4) 「免許教科別教員数」欄の記入
 学校全体の免許状所有教員数を教科別に記入するとともに、当該教科の週当たりの担任授業時間数を()書きで記入すること。
- (5) 「学級編制」及び「教員数」欄の記入
 複数申請の場合は1部にのみ記入し、他の許可申請書には記入を要しない。

免許教科外教科担任許可申請書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

校 長 氏 名

教科担任教諭氏名

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記の教科の担任を許可してください。

設 置 者							
学 校 名							
所 在 地							
教授を担当しようとする教科の名称		期 間			週当たり担当時間数		
上記の教授を担当しようとする理由							
担任教諭の履歴及び所有する免許状							
氏 名		(男・女)		免許状の種類			
生 年 月 日				免許状の教科		()	
最終卒業学校名				免許状の番号			
同 上 年 月 日				授 与 年 月 日			
現在校就任年月日				授 与 権 者			
学 級 編 成				教 員 数			
学 年	1	2	3	4	計	教 諭	
学級数						そ の 他	
						非常勤講師	
免 許 教 科 別 教 員 数							
教科名	教員数	教科名	教員数	教科名	教員数	教科名	教員数
国 語	()	保健体育	()	情 報	()	福 祉	()
社 会	()	保 健	()	情報実習	()	福祉実習	()
地理歴史	()	技 術	()	農 業	()	商 船	()
公 民	()	看 護	()	農業実習	()	商船実習	()
数 学	()	看護実習	()	工 業	()	外国語()	()
理 科	()	家 庭	()	工業実習	()	外国語()	()
音 楽	()	家庭実習	()	商 業	()	外国語()	()
美 術	()	職 業	()	商業実習	()	宗 教	()
工 芸	()	職業実習	()	水 産	()		()
書 道	()	情 報	()	水産実習	()		()

記載上の注意

- 1 「担任教諭の履歴及び所有する免許状」の「免許状の教科」の欄には、所有免許教科のほか、()に所有免許教科の週あたりの担当時間数を記入すること。
- 2 「免許教科別教員数」の申請する免許外教科の「教員数」の欄には、当該免許教科の教員数のほか、()に申請する免許外教科の週あたりの総時間数を記入すること。
- 3 担当時数が分かる週の時間割を添付すること。

令和 年度 免許所有・担当教科一覧表

市町村名	
------	--

学校名	
-----	--

特別支援教育学校の場合は、〇〇学校(中等部)と記載する。義務教育学校の後期課程の場合は、〇〇学校(後期課程)、中等教育学校の前期課程については、〇〇学校(前期課程)と記載する。

校長		名
教頭（副校長）		名
主幹教諭		名
教諭	専任	名
	兼任	名
	計	0 名
常勤講師	専任	名
	兼任	名
	計	0 名
非常勤講師		名
小計		0 名
養護教諭		名
栄養教諭		名
栄養職員		名
実習助手		名
事務職員		名
その他		名
小計		0 名
合計		0 名

区分		1 年	2 年	3 年	4 年	計
学級数	普通					0
	特支					0
生徒数	普通					0
	特支					0

公立学校は、専任の欄に記載する。

公立学校は、専任の欄に記載する。

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	保健	技術	家庭	英語	宗教	その他	計	備考
担任教員数														0	
免許外担任数														0	
週時間数	1 年													0	
	2 年													0	
	3 年													0	
	4 年													0	
	特支学級													0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

番号	職名	氏名	所有免許状		教科別週担当時数																	計	総計	校務分掌等	備考
			種別	教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	保健	技術	家庭	英語	宗教	その他							
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
					1 年														0	0					
					2 年																		0		
					3 年																		0		
					4 年																		0		
					特支学級																		0		
免許教科担任 計					1 年													0	0						
					2 年													0							
					3 年													0							
					4 年													0							
					特支学級																	0			
免許外教科担任 計					1 年														0	0					
					2 年														0						
					3 年														0						
					4 年														0						
					特支学級														0						
合計																			0	0					

（記載要領）

- 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、常勤講師、非常勤講師について記載する。
- 「所有免許状」欄には、所有している全ての免許について、その免許種別、教科名を記載する。
- 「教科別週担当時数」欄について、免許教科外教科を担当している場合は、その該当の担任時間数を○で囲み記載する。
- 「教科別週担当時数」欄について、特別支援学校、特別支援学級で通常の授業の場合は、各教科別に記入し、合科授業や低学年の教科書等を使用している場合は、「その他」の欄に記載する。
- 「教科別週担当時数」欄について、*ティームティーチング* や習熟度別少人数授業の補助者分は「教科別週担当時数」欄の各教科の欄には記載せず「その他」欄へ記載し、その旨「備考」欄に記載する。
（例：「学年、教科、Ｔ２」、「学年、教科、少補」と分かるように記載する。）
- 「校務分掌等」欄は、学級担任をもっていればその担任学級名を、また、主に担当している校務分掌について記載する。
- 他校からの兼職教員が授業を受け持っている場合は、「備考」欄に「兼職教員」と記載する。
- 長期並びに休職の者がいる場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、それに係る代替教員（時間講師、期限付教員等）となったものは、備考欄に〇〇教員（長欠者）の代替と記載する。

[illegible][illegible]

(記載要領)

- 1 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、常勤講師、非常勤講師について記載する。
- 2 「所有免許状」欄には、所有している全ての免許について、その免許種別、教科名を記載する。
- 3 「教科別週担当時数」欄について、免許教科外教科を担当している場合は、その該当の担任時間数を○で囲み記載する。
- 4 「教科別週担当時数」欄について、特別支援学校で通常の授業の場合は、各教科別に記入し、合科授業や低学年の教科書等を使用している場合は、「その他」の欄に記載する。
- 5 「教科別週担当時数」欄について、*ティーム・ティーチング*や習熟度別少人数授業の補助者分は「教科別週担当時数」欄の各教科の欄には記載せず「その他」欄へ記載し、その旨「備考」欄に記載する。
(例:「学年、教科、T2」、「学年、教科、少補」と分かるように記載する。)
- 6 「校務分掌等」欄は、学級担任をもっていればその担任学級名を、また、主に担当している校務分掌について記載する。
- 7 他校からの兼職教員が授業を受け持っている場合は、「備考」欄に「兼職教員」と記載する。
- 8 長期並びに休職の者がいる場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、それに係る代替教員(時間講師、期限付教員等)となったものは、備考欄に○教員(長欠者)の代替と記載する。

免許教科外教科担任許可申請理由書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

(市町村教育委員会教育長名)

下記の学校から教育職員免許法附則第2項の規定により、別紙のとおり免許教科外教科担任許可申請がありました。
ついては、当教育委員会として、下記の理由により「やむを得ない措置」と判断いたしましたので進達します。

学校名	

※ 理由書の記載内容について
当該学校の状況及び兼職者等が得られない事由や免許教科外教科担任しなければならないこと等「やむを得ない措置」と判断したこと及び次年度以降の解消の考え方を詳細に記入すること。

○ 免許教科外教科担任の許可の申請について

平成 4 年 2 月 10 日教職第 2022 号
各教育局長、各道立学校長、各市町村教育
委員会教育長（各市町村立中・高・養護学
学校長）、北海道教育大学長（各附属中・養
護学校長）、各私立中・高・養護学校長あ
て 北海道教育委員会教育長通知
（最終改正：令和 5 年 3 月 7 日）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「法」という。）附則第 2 項の規定に基づく
免許教科外教科担任の許可の申請については、教育職員免許法施行細則（昭和 37 年北海道教育
委員会規則第 4 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととし
ますので、事務処理に誤りのないようにしてください。

なお、この通知に伴い、昭和 38 年 4 月 1 日付 38 教学第 1060 号当職通知「免許外教科担任の
申請について」は廃止します。

記

1 許可の要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす場合とする。

- (1) 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部
若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認
められる場合において、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭
（以下「主幹教諭等」という。）が当該教科の教授を担当しようとする場合（法附則第 2 項
参照）
- (2) 許可を受けようとする主幹教諭等が、当該学校、当該課程又は当該中学部若しくは高等
部において、現に自己の所有している免許状の教科を教授している場合

2 許可の申請時期

- (1) 許可の申請は、免許教科外教科担任の必要が生じた都度あらかじめ行う。
- (2) 年度当初については、4 月 20 日までとする。ただし、市町村立（札幌市立を除く。）の
中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における申請について、当該
市町村の区域を管轄する教育局が別に期限を定めた場合には、その定めによるものとする。
- (3) 当該申請は、1 年以内の期間に限り許可するものであることに留意する（法附則第 2 項
参照）。

3 申請書の提出

許可の申請は、学校区分に応じ、次のとおりとする。

学 校 区 分	経 由 機 関	提 出 先
国立大学附属学校	大学の学長	北海道教育庁教職員局教職員課
道立学校		
私立学校	学校法人の理事長	
札幌市立学校	札幌市教育委員会	
市町村立（札幌市立を除く。）の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	
市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄する教育局

4 許可の申請書類

細則附則第 13 項の規定により、免許教科外教科担任許可申請書（同規則別記第 18 号様式）
を提出すること。

R 6.5

5 申請書作成上の注意事項

(1) 「教授を担当しようとする教科の名称」

中学校にあつては法第4条第5項第1号、高等学校にあつては同条同項第2号の免許教科名のみを記入すること。

義務教育学校の後期課程、中等教育学校及び特別支援学校にあつては、各課程及び各部に相当する学校の例により記入すること。

(2) 「上記の教授を担当しようとする理由」

当該許可申請教科について免許教科外教科担任により教授しなければならない理由を具体的に記入すること。

なお、欄に記入できない場合は、別紙として添付すること。

(3) 「担任教諭の履歴及び所有する免許状」のうち「免許状の教科」

所有する免許状の教科名を(1)により記入するとともに、当該教科の週当たり担任授業時間数を括弧書きで記入すること。

(4) 「免許教科別教員数」

学校全体の免許状所有教員数を教科別に記入するとともに、当該教科の週当たりの授業時間数を括弧書きで記入すること。

(5) 同一学校から2名以上の許可申請をする場合

それぞれ申請書を提出するが、「学級編制」、「教員数」及び「免許教科別教員数」については、申請書1部にのみ記入し、他の申請書には記入を要しない。

6 添付資料

許可の申請に当たっては、次の資料を添付する。

(1) 週当たりの教員別教科担任時間割（様式任意）

(2) 免許所有・担当教科一覧表（様式任意）

(3) 市町村立学校については、管轄する市町村教育委員会の意見書（様式任意）

7 その他

その他、この通知により難い特別の事情がある場合は、各提出先と協議する。

教職第 2 4 9 5 号

平成 2 9 年 3 月 8 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各市町村立学校長(小学校を除く。)) 様
北 海 道 教 育 大 学 長
(各附属中学校長・特別支援学校長)
各私立中学校長・高等学校長・特別支援学校長

北海道教育庁総務政策局教職員課長

免許教科外教科担任の許可の申請について(通知)

日ごろから、教育職員免許事務の円滑な執行にご尽力いただき、誠にありがとうございます。ごさいます。

さて、教員が自分の免許教科外の教科を担当する場合には、当該学校の校長及び教諭の申請により、当該年度内において、1年以内の期間に限り免許授与権者である都道府県教育委員会が許可することができる(教育職員免許法附則第2項)こととされております。

北海道における免許教科外教科担任については、可能な限りその解消を図るよう、毎年の人事異動等において努めていただいております、その件数も年々減少してきておりますが、依然として全国で最も多く、その解消が急務となっているところです。

免許教科外教科担任は、人事上、当該教科の教員が配置されなかった場合など、必要やむを得ない場合に限り、例外的に許可されるものであり、臨時免許状と同様に、臨時の措置として行われるものであって、安易な活用は慎むべきものです。

特に、校務分掌等のために授業時間数を軽減することを目的としたもの、教員相互の担任時間数の平均化を図ることを目的としたものなど、制度の趣旨にそぐわないものは、許可の対象外であることに留意願います。

については、年度当初の免許教科外教科担任の許可申請手続に係る取扱いを、次のとおりとしますので、事務処理に誤りのないようにしてください。

記

1 免許教科外教科担任の許可申請

平成 4 年 2 月 10 日付け教職第 2022 号「免許教科外教科担任の許可の申請について」教育長通知(平成 29 年 3 月 8 日付け教職第 2455 号教育長通知により一部改正)及び本通知による。

2 提出書類

(1) 免許教科外教科担任の許可申請書

(教育職員免許法施行細則(昭和 37 年北海道教育委員会規則第 4 号)別記第 25 号様式)

(2) 教科担任時間割表(様式任意)

(3) 免許所有・担当教科一覧表

- ・ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校中学部
・・・別紙様式 1－1
- ・ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部
・・・別紙様式 1－2

(4) 市町村立学校においては、管轄する市町村教育委員会の理由書

・・・別紙様式 2

3 提出先

学 校 区 分	経 由 機 関	提 出 先
国立大学附属学校	大学の学長	北海道教育庁総務政策局 教職員課
道立学校		
私立学校	学校法人の理事長	
札幌市立学校	札幌市教育委員会	
市町村立（札幌市立を除く。） の高等学校、中等教育学校の後 期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及 び当該市町村の区域を管 轄する教育局	
市町村立（札幌市立を除く。） の中学校、義務教育学校の後期 課程及び中等教育学校の前期課 程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄 する教育局

4 提出期日

- (1) 許可の申請は、免許教科外教科担任の必要が生じた都度あらかじめ行う。
- (2) 年度当初については、4月20日までとする。ただし、市町村立（札幌市立を除く。）
の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における申請につい
て、当該市町村の区域を管轄する教育局が別に期限を定めた場合には、その定めによる
ものとする。
- (3) 当該申請は、1年以内の期間に限り許可するものであることに留意する（法附則第2
項参照）。

5 留意事項

参考資料1「免許教科外教科担任の許可申請に係る具体的事例等」、参考資料2「免許
教科外教科担任の許可申請に係る根拠法令等」、参考資料3「免許教科外教科担任に係る
解釈事例」を添付しますので、参考にしてください。

免許グループ
 TEL: 011-204-5718
 FAX: 011-232-1051

教職第 2 2 0 9 号

平成 31 年 3 月 7 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様
北 海 道 教 育 大 学 長
(各 附 属 中 学 校 長 ・ 特 別 支 援 学 校 長)
各 私 立 中 学 校 長 ・ 高 等 学 校 長 ・ 特 別 支 援 学 校 長

北海道教育庁総務政策局教職員課長

免許教科外教科担任の許可の申請に係る留意事項について（通知）

免許教科外教科担任の許可申請については、平成 29 年 3 月 8 日付け教職第 2495 号「免許教科外教科担任の許可の申請について」により取り扱っているところですが、文部科学省において平成 30 年 10 月 5 日付けで「免許外教科担任の許可等に関する指針」が作成されたことから、申請に当たっては次の事項に留意願います。

記

- 1 他に適任者がいるにもかかわらず、研修等に専念すべき初任者や経験年数の浅い教員に免許外教科を担当させるなど、当該教員の負担が過重とならないようにすること。
- 2 やむを得ず免許外教科を担当させる場合においては、当該教科の指導に必要な知識、技能をできるだけ補えるような支援策を講じて、教育の質を高めていくことが必要であることから、以下のようなものを含め、適切な支援を行うこと。
 - ・当該教員に対する免許外教科の指導に関する研修等の受講を計画すること。
 - ・当該教員の担任する免許外教科の免許状を有する教員が在籍する近隣校との連携や、遠隔システムの活用など、当該教員を支援する体制を整備すること。
 - ・許可を申請する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭その他の教職員による当該教員を支援する体制を整備すること。

（ 免許グループ
TEL: 011-204-5718 ）

免許教科外教科担任の許可申請に係る具体的事例等

1 許可対象

主幹教諭、指導教諭又は教諭

※教頭は、教諭に兼務発令をすること。

※常時勤務している職員であること（講師は対象外）。

※助教諭は、対象外であること。

2 免許教科外教科担任を許可できない事例

(1) 所属教員の持ち時間数を平均化する目的の場合

(2) 持ち時間数が比較的多い教員の時間数を調整する目的の場合

(3) 免許外が認められる理由がありながらも、免許外を1人に偏らないようにするため、時間数をならして複数教員に担当させている場合

(4) 負担の大きい校務分掌を担当させたことにより、教科指導できなくなった時間数を他の教諭が免許外により担当する場合

3 原則として安易に免許教科外教科担任を許可すべきでない具体的事例

(1) 持ち時間数の平均化・ならし ※2-(1).(2).(3)関係

教員が不足する教科 数学 5時間

A教諭	所有免許	理科	→	免許外	数学	2時間
B教諭	所有免許	技術	→	免許外	数学	2時間
C教諭	所有免許	家庭	→	免許外	数学	1時間

説明：A、B、Cいずれかの教諭が数学5時間の免許外をすればよい。

(2) いわゆる玉突き ※2-(1).(2)関係

A教諭	所有免許	理科	→	免許外	数学
B教諭	所有免許	技術	→	免許外	理科
C教諭	所有免許	家庭	→	免許外	技術

説明：C教諭が数学を免許外で担当すれば、A教諭及びB教諭が免許外する必要がない。

(3) 免許所有者が授業をしていない時間に他教科の教諭が免許外をする場合 ※2-(4)関係

免許外教科 数学

A教諭	所有免許	数学	→	未授業
B教諭	所有免許	理科	→	A教諭の未授業の時 免許外 数学

説明：A教諭が数学の授業をすれば免許外は発生しない。

4 ティーム・ティーチング

相当免許状を有する教員の年間授業計画及びその指導・助言に基づき授業を行う限りにおいては、補助者が相当免許状を有している必要はなく、いわゆるT2については、免許教科外教科担任の許可申請は必要ない。(いわゆるT1は相当免許所有者であり、T2は相当免許を所有していない教諭、学生、父母、地域の人などが可能である。)

5 少人数学級指導

(1) 原則として、ティーム・ティーチングに同じ。ただし、①年間を通じて分割した授業を行う場合で、②相当免許状を持つ教員の指導・助言等がなく、③授業を担当する教員双方関係が全くない場合には、単独授業と同様とみなされ、相当免許状が必要となる。

(2) 補助者が授業を行う場合において、①年間を通じて分割した授業を行わない場合、(免許状を有する教員と1年のうち一定期間において、ティーム・ティーチングを行う場合)、②相当免許状を持つ教員の指導・助言等がある場合、③免許状を有する授業を担当する教員との協力関係がある場合は、相当免許状を有する必要はない。特に、②及び③については、相当免許状を有する教員の指導計画と管理・責任の下で行われているか否かを、具体的事例に即して総合的に判断すること。

6 その他

(1) 免許教科外教科の担任許可にあたっては、所有免許状に係る教科を担当していることが必要である。

(2) いわゆる補欠授業については、免許教科外教科担任の許可申請は必要ない。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級における合科授業や低学年の教科書等を使用している場合については、免許教科外教科担任の許可申請は必要ない。

免許教科外教科担任の許可申請に係る根拠法令等

○ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）

・ 第 3 条

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

・ 附則第 2 項

授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、1 年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

・ 第 20 条

免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

※参考（免許法 罰則規定）

・ 第 22 条

第 3 条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

・ 同条第 2 項

第 3 条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となった者も、前項と同様とする。

○ 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）

・ 附則第 18 項

免許法附則第 2 項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において主幹教諭等という。）が、当該教科の教授を担当しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもって、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

- 1 設置者、学校名及び位置
- 2 校長及び当該教科の教授を担当しようとする主幹教諭等の氏名
- 3 教授を担当しようとする教科の名称及び期間
- 4 前号の教授を担当しようとする事由
- 5 第 2 号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類
- 6 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数

○ 教育職員免許法施行細則（昭和 37 年教育委員会規則第 4 号）

・ 附則第 13 項

法附則第 2 項及び施行規則附則第 18 項の規定による申出は、免許教科外教科担任許可申請書（別記第 18 号様式）をもってしなければならない。

・ 附則第 14 項

前項の申出につき許可の決定をしたときは、北海道教育委員会は、その申出をした主幹教諭、指導教諭又は教諭に対し、教科担任許可書（別記第 19 号様式）を交付しなければならない。

○ 北海道教育庁等専決代決規程（平成元年教育委員会教育長訓令第4号）

・ 第3条

本庁の教育部長及び学校教育監、局長及び担当局長、課長及び担当課長並びに教育局の局長及び担当局長は、前条に規定するもののほか、別表第2に掲げる事項をそれぞれ専決することができる。

・ 別表第2（個別専決事項（教職員課長、教育局長）） 免許教科外教科担任の許可

※教職員課長専決事項

・ 第7号

免許教科外教科担任の許可（市町村立中学校等（市町村立（札幌市立を除く。）の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。以下この項において同じ。）の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係るものを除く。）

※教育局長専決事項

・ 第5号

教育職員免許法に基づく市町村立中学校等の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係る免許教科外教科担任の許可

○ 免許状事務処理規程（昭和37年教育委員会教育長訓令第5号）

・ 第4条

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）附則第14項の教科担任許可書に付する令達番号には、その末尾に、法附則第2項の規定に基づく教科の担任の許可に関する事務の整理番号として、教科担任許可書の発行の逐次番号を括弧書きするものとする。

・ 同条第2項

前項の整理番号は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

・ 第5条

教職員局教職員課及び教育局は、それぞれ免許外教科担任許可記録簿（以下「記録簿」という。）を備えなければならない。

・ 同条第2項

前項の記録簿は、別記第1号様式による用紙に別記第2号様式による表紙を付けてつづったものとする。

・ 第6条

法附則第2項の規定に基づく教科の担任の許可の決定があったときは、教職員局教職員課又は教育局においては、当該決定書に基づき、記録簿に所定の事項を記入しなければならない。

○ 平成4年2月10日付け教職第2022号「免許教科外教科担任の許可の申請について」教育長通知（平成29年3月8日付け教職第2495号一部改正）及び本通知

免許教科外教科担任に係る解釈事例

Q 1. 免許法附則第2項による免許教科外教科の担任は、教諭でなければならないとされているが、助教諭で各相当学校の普通免許状を有する者は、免許教科外教科の担任許可申請はできないか。できないとすればその理由は何か。

A 1. 助教諭については、免許教科外教科の担任許可申請はできない。

中学校及び高等学校の各教科は、当該教科の免許状を有する教諭が担当するのが原則であるが、特に小規模校の教員構成の実情を考慮し、教育上主たる責任を負うこととなっている教諭に限って免許教科外教科の担任を認めるのが同項の趣旨と考えられるからである。

Q 2. 中1種免（数学）を有する講師は、中学校の特別支援学級において統合教科（数学に技術の内容を加えたもの）の授業を担当することができるか。

A 2. 免許教科外教科の担任は、教諭に限って認められるものであることから、講師がその所有する免許状の教科以外の教科の授業を担当することはできない。

Q 3. 免許法附則第2項の規定中の「教諭」には、教頭も含まれていると解してよいか。

A 3. 免許法附則第2項の教諭は教頭を含まず、教頭の職にある者が、免許教科外教科の授業を担当する場合は、教諭に兼務発令のうえで免許教科外担任の許可を必要とする。

Q 4. 免許教科外教科の担任許可について担任しようとする教科の時間数について、所有免許状の担任時間数との割合はどの程度まで認めてよいか。

A 4. 免許法附則第2項による免許教科外教科の担任許可については、所有免許状に係る教科を担当していることが必要であり、その場合、所有免許状に係る教科の担任時間と免許教科外教科の担任時間数の割合につき特に定めはないが、所有免許状の担任時間数、カリキュラム等を勘案して、無理のない範囲が望ましいものとする。

Q 5. 中学校の特別支援学級の担任教員（中1種免（国語）所有者）に対して、免許法附則第2項の規定により普通学級の音楽を担当することを許可することができるか。
免許法附則第2項については所有免許状の教科担当を条件として免許教科外教科の許可をすべきであると考えらるが。

A 5. 許可することができる。

Q 6. 特別支援学級の担任教員が免許教科外の教科を担当する場合、免許法附則第 2 項の手続きを省略しても差し支えないか。

A 6. 中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部もしくは高等部において免許教科外の教科担任を行う場合には、原則として免許法附則第 2 項による許可を要する。

ただし、中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部もしくは高等部において教科を統合するなど特別の教育課程を編成し、教育する場合においては、免許法附則第 2 項による許可を要しない取扱いとすることも妨げない。

なお、文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用している場合についても同様とする。

Q 7. 高 1 種免（国語）を所有する A 高等学校（昼間）の教諭に、B 高等学校（夜間）の教員を兼ねさせ、B 校で英語の教科の教授のみを担当させたい。免許教科外教科の教授の担任の許可を受けてこれを行うことは可能か。

A 7. 法附則第 2 項は、現に当該学校内において免許教科の教授を担当するとともに、免許教科外の担任をする場合に適用されるものであるが、事例は、学校をまたがることから、免許教科外教科の教授の担任の許可を受けることはできない。

Q 8. ある教科について普通免許状を有する教員を採用することができない場合に、免許教科外教科担任の許可を受けた教員とともに、当該教科の少人数指導を行う者をさらに配置することは可能か。

A 8. この事例において、免許教科外教科担任の許可を受けた教員とともに、当該教科の少人数指導を行う者をさらに配置することは、相当免許状を持つ教員の指導助言等がないことから、免許教科外教科担任制度の趣旨を逸脱しているものと考えられる。